

特殊車両の指導・取り締まりを実施します

仙台河川国道事務所では、仙台市青葉区の国道48号において、所轄警察署の協力のもと、特殊車両の指導、取り締まりを実施します。
この取り締まりは、道路構造の保全、交通の危険を防ぐため、特殊車両通行許可が適正に履行されているかを確認し、無許可などの違反車両に対して、必要な措置を命じることを目的として実施するものです。

1. 日 時 令和4年10月18日(火) 14時～16時
2. 場 所 一般国道48号 下り線「作並チェーン着脱所」【別添図参照】
(仙台市青葉区作並字神ノ前西地内)
3. 協力警察署 仙台北警察署
4. その他 雨天、災害発生時は中止します。



△過去の指導取締りの状況△

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り少人数での取材、マスク着用などに、ご協力をお願いします。

〈 発表記者会： 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会 〉

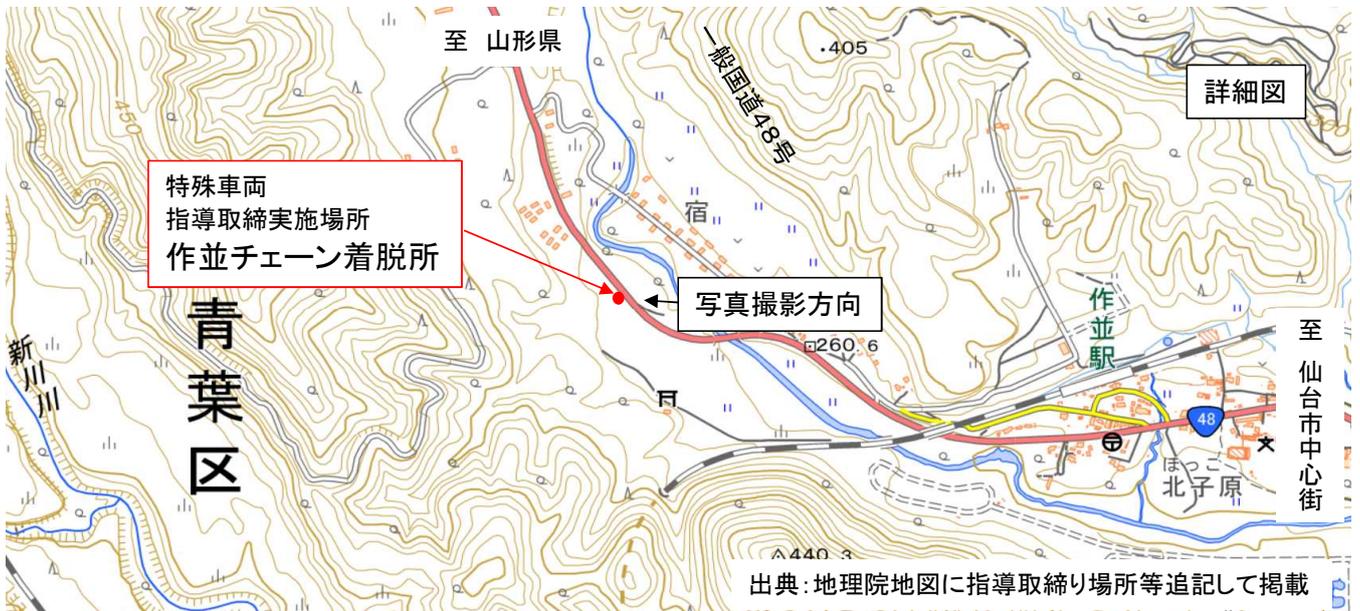
お問い合わせ先

国土交通省 仙台河川国道事務所 占用調整管理官
TEL 022-304-1814

国土交通省 仙台河川国道事務所 仙台西国道維持出張所長
TEL 022-226-1493

あらき ひろし
荒木 洋

つちだ まさる
土田 優

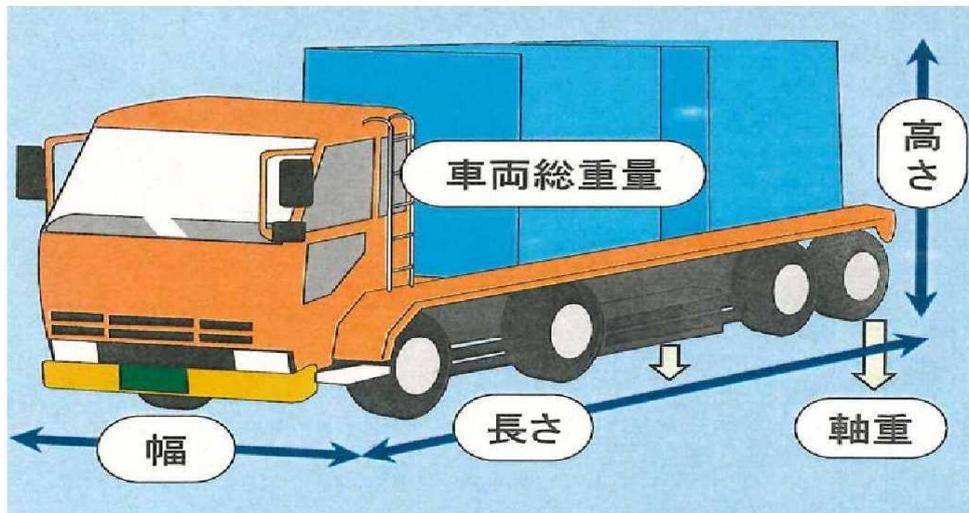


作並チェーン着脱所



下表の限度を「一つでも」超える車両は、道路法の規定に基づき「**特殊車両通行許可**」が必要です。

長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等の連結車両はほとんどがこの値を超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m(一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

車両の通行について

特殊車両の通行許可を受けていなかったり、通行許可の条件に違反して通行する車両があると、舗装の痛みを早めたり、橋に設計で想定した以上の負荷がかかったり、トンネル・照明灯・道路標識等に接触・衝突するなど道路施設を損壊したり、大型車であるために一旦事故が発生すると大きな事故となり、長時間の通行止めを引き起こし社会的に大きな影響を及ぼします。

道路構造の保全、事故防止を目的として特殊車両の指導取締りを実施します。

橋梁損傷の例 一般国道23号 木曾川大橋の鋼材破断



通行止めの状況



横断歩道橋損傷の例



舗装損傷の例

